７　重点的な取組

今後、重点的に取り組むべき施策について、これまでの取り組みの成果と課題、本市の現状をふまえ、大きな２つの視点と７つのテーマから現在の取り組みを見つめなおすことで、必要となる事務事業を抽出し整理しています。

視点１：一人ひとりのライフコースの課題

一人ひとりのライフコースに着目し、人が生きる上での困難を少しでも軽減し、乗り越えるためのきっかけとなるように、様々な課題に取り組みます。

テーマ	主な事業
①若年層	・自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実 ・児童養護施設等入所児童への支援の充実　等
②中高年層	・勤労者のメンタルヘルス研修の充実 ・生活困窮者自立支援事業　等
③高齢者層	・介護支援専門員への研修機会の創出 ・かかりつけ医こころの健康対応力向上研修　等
④自殺未遂者	・自殺未遂者に関る支援者のための研修 ・救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会　等
⑤うつ・アルコール依存症	・セルフヘルプ・フォーラムの開催 ・こころの健康およびアルコール依存症対応力向上研修　等

視点２：社会構造における課題

現在の社会通念や風土、社会構造等を「生きやすい社会」へと変えていくとともに、その社会の一員である市民一人ひとりの手で、様々な地域課題に取り組みます。

テーマ	主な事業
⑥生きやすい地域づくり（市民への普及啓発）	・自殺統計の分析および実態調査の実施等による施策の検討、広報 ・いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 ・自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発　等
⑦関係者や関係機関との連携、相談窓口の連携、ｹﾞｰﾄｷｰﾊﾟｰの養成	・北九州市自殺対策連絡会議、自殺対策庁内連絡会議の開催 ・総合相談会の試行開催 ・ゲートキーパーの地域での広がり　等

視点１：一人ひとりのライフコースの課題

地域に暮らす一人ひとりには、好むと好まざるとに関わらず、生まれて死ぬまでの間に生物学的な成長・成熟と変化を経験し、時代や社会、人間関係の影響を受け、また、社会に影響を及ぼしながら人生を紡ぎます。そこには、各年代の課題（ライフタスク）があり、就学、就職、転勤、結婚、出産など、さまざまな出来事（ライフイベント）があります。その時々に生ずる問題に対して、人がより生きやすい方向に行く道を選ぶことができ、満足できる人生を選ぶことのできる社会を目指して、各世代の個人レベルの意識と行動に資する取り組みを検討します。

自殺の背景には､その年代や社会状況などの様々な問題が複雑に絡みあっています。自殺の要因は様々ですが、世代に応じてその抱えている問題も大きく異なることから、一人ひとりのライフコースに着目することで、それぞれの自殺に追い込まれる可能性のある課題に重点的に取り組みます。

また、実際の取組においては、対象者だけでなく、その家族や地域全体を支援する視点も欠かせません。目の前の対象者のみならず、その家族・地域にも目を向け包括的に支援するあり方をも検討する必要があります。そして、包括的支援の実現には、保健医療に限らず、教育・雇用・福祉・司法などの多領域における分野を超えたネットワーク構築を目指していきます。

【きっかけになりやすいこと】

① 若年層 （～39 歳）

人生の最初期の体験は、生涯を通じての生きる基礎を形作る上で極めて重要です。乳幼児や年少児童には、「人生」「死」という抽象概念が未形成であるため、自殺という現象は生じにくい傾向があります。しかし、自殺既遂事例の類型分析では、幼少時の被虐待歴のある個人の自殺は一般人口に比して 5～6 倍も多いことがわかっています。親との離別や、いじめ等の幼少期の傷つき体験は、その後の人生に大きく影響し、抽象的な思考が発達する思春期以降に、精神的な不安定さとして表面化するということが考えられます。

本市の子どもに関する計画である「元気発進！子どもプラン（第２次計画）」では、「母子保健」や「子育ての悩みや不安への対応」と並び、「児童虐待への対応」も施策の一つとして取り上げ、区役所、子ども総合センター、幼稚園・保育所等や医療機関などの関係機関の連携の下、発生予防・早期発見・早期対応・適切な支援に努めています。

このような支援が必要な子どもが、安心と将来の希望を持てる社会を実現することは、自殺予防にとって大きな意味を持ちます。

実際に自殺が生ずることのある思春期以降、若年層の自殺者の状況をみると、一見、全年代の中では少ないように見えても、15 歳から 39 歳の年代層では死因の第一位が自殺になっており、これは、先進国では日本のみです。自殺死亡率も先進国のなかで上位に位置しており、他の世代が概ね減少傾向にあるものの、特に 20 歳未満は、減少することなく横ばいで推移しています。若年層の自殺は、家族や同年代の子ども・若者に対する影響もとりわけ大きく、社会全体への失望すら与えます。

少年非行や犯罪、薬物乱用等を行った子ども・若者、ひきこもり等の経験により社会生活を円滑に営む上でさまざまな困難を抱えている若者など、成長する段階で、さまざまな課題を抱えている若年層に、相談しやすい窓口を示し、支援の場を提供する必要があります。

また、若年の自殺未遂者に対する支援方法は、まだ充分に確立したものではありませんが、経験を積んだ精神科医などの協力を得て若年層の自殺の特徴について情報収集し研修を行うなどして、自殺に傾く若者達への援助を提供する支援者が疲弊することなく支援を続けられるよう努めなければなりません。

加えて、若年層の自殺対策については、青少年の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けること等を図っていく必要があります。また、家族・友人など、子どもにとって身近な存在の自殺や自殺未遂は、精神的に大きな影響を与えるため、このような事態が発生した場合の心のケアが重要です。そして、子どものメンタルヘルスに関連する大人の関りについて、知識の普及・啓発を図り、地域全体で若者を見守り、育んでいくことも重要となります。

学校では、こうした観点を踏まえ、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とした校内研修を実施するなど、自殺予防教育の充実に向けて取り組んでいます。また、学校における「いじめ」は、児童生徒の自殺につながる可能性のある問題であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとの連携により、早期に解決が図れるよう体制整備を図っています。

No.	事業名【担当課】	事業概要
1	育児支援家庭訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 【子ども家庭局子育て支援課】	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行います。
2	生後４か月までの乳児家庭全戸訪問事業〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 【子ども家庭局子育て支援課】	生後４か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
3	妊娠期からの養育支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 【子ども家庭局子育て支援課】	妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療機関と連携しながら、養育支援を行うことにより、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止します。
4	乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業〈すくすく子育て支援事業〉 【子ども家庭局子育て支援課】	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。 さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
5	保育カウンセラー事業 【子ども家庭局保育課】	児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援します。 また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。
6	家族のためのペアレントトレーニング事業 【子ども家庭局子ども総合センター】	虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。
7	児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化 【子ども家庭局子ども総合センター】 【子ども家庭局子育て支援課】	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通して、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努めます。
8	児童虐待防止医療ネットワーク事業 【子ども家庭局子育て支援課】	小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図ります。
9	子ども・家庭相談コーナー運営事業 【子ども家庭局子育て支援課】	区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。
10	子ども総合センターの運営 【子ども家庭局子ども総合センター】	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。 また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
11	「24 時間子ども相談ホットライン」事業 【子ども家庭局子ども総合センター】	いじめ・不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩み、児童虐待の緊急対応など、24 時間体制で電話相談を受け付けます。
12	児童養護施設等入所児童への支援の充実 【保健福祉局精神保健福祉センター】 【子ども家庭局子育て支援課】	児童養護施設は、2～18 歳の親と一緒に暮らせない児童が入所する施設です。近年、虐待による入所が増加しており、知的障害だけでなく発達障害の児童が増えているため、虐待等によりストレスやトラウマ等を抱える児童への支援の充実を図ります。
13	いじめ対策の充実 【教育委員会指導第二課】	いじめは、児童生徒にかかわる最重要課題の一つであることから、事業の早期発見・早期解決や社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組みます。 いじめの問題に係る各種取り組みの実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携等により、いじめの問題の解決を図ります。
14	スクールソーシャルワーカー活用事業 【教育委員会指導第二課】	不登校やいじめ、虐待などの問題行動等の解消のため、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒への働きかけとともに家庭環境への働きかけにより支援活動に取り組みます。
15	スクールカウンセラー活用事業 【教育委員会指導第二課】	不登校やいじめ等の児童生徒及び保護者への対応のため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、すべての中学校に配置及び小学校への派遣を行い、小中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることで、生徒指導上の諸問題の解決を図ります。 また、自殺を含め、児童生徒への緊急支援が必要な場合に、スクールカウンセラーが個別に心のケアを行います。
16	人権教育推進事業 【教育委員会指導第一課】	生命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し、義務や責任を果たす態度など生きる力を育む教育活動を推進します。

No.	事業名【担当課】	事業概要
17	心の教育推進事業 【教育委員会指導第一課・指導第二課】	伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して、児童生徒が自己の生き方についての考えを深める道徳教育を教育活動全般を通じて推進します。また、郷土の先人や歴史などを通して郷土への愛着を深めます。さらに、子どもの自尊感情を高めるとともに、基本的生活習慣の定着を図るため、学校、家庭、地域を挙げたあいさつ運動を推進します。
18	薬物乱用防止に向けた広報・啓発 【保健福祉局医務薬務課】 【子ども家庭局青少年課】	薬物乱用防止に向けた広報・啓発などの取り組みを、行政と関係諸機関、関係団体、地域などと一体となって推進します。
19	学校における薬物乱用防止教育の実施 【教育委員会指導第二課】	小学校高学年、中学校、高等学校において、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に薬物乱用防止教育を実施しています。また、各学校において、毎年、外部の専門家を招聘するなどして、薬物乱用防止教室を開催しています。
20	若者ワークプラザ北九州の運営 【産業経済局雇用政策課】	若者の就業支援の拠点として市内２か所に「若者ワークプラザ北九州」を設置し、就業相談、各種情報提供、セミナー・講座、職業紹介などを実施して、若者の就業促進を図ります。
21	若者のこころとしごと相談室 【保健福祉局総務課】	本市立勤労青少年ホーム（門司・若松・八幡西）において、若者の仕事や人間関係に関する相談に産業カウンセラーが応じています。（毎月１回実施）
22	子ども・若者応援センター「YELL」の運営 【子ども家庭局青少年課】	社会生活を円滑に営む上でさまざまな困難を抱えている子ども・若者（概ね１５歳から３９歳まで）や、その家族を対象に相談に応じるほか、関係機関の紹介、必要な情報の提供や助言等を行う総合相談窓口として自立を支援しています。
23	ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営 【保健福祉局障害者支援課】	社会的ひきこもりに関する相談や様々な情報、活動場所を提供しています。（社会的ひきこもりとは：社会的な参加の場面がせばまり、就職や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態）

No.	事業名【担当課】	事業概要
24	社会的ひきこもり対策事業 【保健福祉局精神保健福祉センター】	様々な要因によって社会参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態をいう「ひきこもり」の中でも、特に、背景に精神疾患がない「社会的ひきこもり」について、支援者向けの研修・連絡会、市民向けの講演会、家族教室、自助グループの側面的支援等の事業を実施します。
25	若者の自殺予防、自殺未遂者対応のための支援者研修 【保健福祉局精神保健福祉センター】	若者に特有の複雑な自殺心理とその対応方法について、支援者の理解を図るとともに資質の向上を目的とした研修を行います。 また、希望する私立高校、大学において、ストレスの対処法や SOS の出し方など、こころの健康づくりのための出前講座等を行います。
26	自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実 【教育委員会指導第二課】 【保健福祉局精神保健福祉センター】	市内の全小中高校において、スクールカウンセラーが教職員を対象に、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とした自殺予防教育研修を行います。この研修により、教職員のカウンセリング能力の向上を図るとともに、児童生徒に対する自殺予防に関する指導の充実を図っていきます。また、保護者などＰＴＡからの依頼により、子どものメンタルヘルスに関連する大人のかかわりについて等の研修を行います。 今後、児童生徒の自殺を防ぐだけでなく、大人になっても自殺に追い込まれることのない生涯にわたるメンタルヘルスの基礎を築くことを目的に、児童生徒の実態や発達段階に応じた教材、指導方法等について研究を行います。

② 中高年層 （40～64 歳）

中高年は、家庭、職場の両方で重要な位置を占める一方、親との死別や退職などの大きな喪失体験を迎え、心理的にも、社会的にも負担を抱えることが多い世代です。特に、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者は、少なくありません。

平成 27 年に実施した「こころの健康に関する実態調査」によると、ストレスが「とても多い」「多い」と感じている人が、40 歳代において約半分を占めており、ストレスの原因となる長時間労働に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取り組みを推進していくとともに、勤労者をターゲットにした研修による啓発や広報をすすめていく必要があります。

全国的な状況をみると、平成 10 年に起こった自殺者の急増では中高年男性が大きく増加しましたが、現在は、40～60 歳代前半の自殺死亡率の低下が見られます。本市においても、その傾向は顕著で、40～60 歳代の自殺死亡率は全国をさらに下回っています。これは、福祉的施策の対象として外れることが多かった稼動年齢世帯を含めた働きかけとして、多重者債務対策等の消費者トラブル対策や、生活困窮世帯への対策、自殺の相談窓口や電話相談、専用のホームページ開設等の取り組みみに一定の成果が表れたものと考えることもできます。こうした取り組みは、今後も継続していく必要があります。

また、再度「こころの健康に関する実態調査」に戻ると、本市においてアルコール依存症の可能性のある人は 11.9%であり、特に 30～50 歳代の男性に多くなっています。さらに、男性の多くが飲酒をストレス解消法として挙げており、このような慣習が依存症状を悪化させていることも考えられます。アルコール依存症は、うつや自殺と密接な関係にあり、悪化すれば高い確率で自殺に追い込まれてしまう一因となるため、この世代における適正飲酒の働きかけは重要です。将来の自殺予防のために、中高年男性に対象を絞り、パンフレットの作成や商工会議所や農業協同組合、自助グループ等と連携した啓発活動を行うなど、必要な人に必要な情報を届けることができる広報活動に新たに取り組みます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
27	安心して働ける労働環境づくり事業 【産業経済局雇用政策課】	安心して働くことができる労働環境をつくるため、巡回労働相談を行うほか、ガイドブックの配布やセミナー開催による広報・啓発を実施します。

No.	事業名【担当課】	事業概要
28	勤労者のメンタルヘルス研修の充実 【保健福祉局精神保健福祉センター】	経済状況の悪化により倒産や失業したときにも、専門機関に相談することが解決の第一歩となり、自殺に追い込まれる危険を大幅に減らすことができます。民間事業所や、商工会議所、地域産業保健センターと連携し、勤労者の心の健康づくりのための講演や広報啓発活動を行います。
29	職員の心の健康づくりのための計画 【総務局給与課】	「本市職員の心の健康づくりのための計画」の事業遂行に当たり、自殺予防の視点も取り入れています。
30	市職員のメンタルヘルス研修 【総務局職員研修所】	階層別職員研修において、メンタルヘルス研修を実施する。また、管理監督者向けにメンタルヘルスに関するスキルアップ研修を実施します。
31	教職員メンタルヘルス対策事業 【教育委員会教職員課】	精神科医や産業医、保健師によるメンタルヘルス面談を実施し、健康相談事業については委託（委託先：（一財）本市教職員互助会「こころの健康相談室」）しています。
32	再就職トータルサポート事業 【産業経済局雇用政策課】	中高年齢層を中心とした求職者等を対象に、 ①適性診断や進路アドバイス等を行うカウンセリング ②再就職のために必要となる講座実施による能力開発 ③民営職業紹介所等の職業紹介機能を活用した就業支援を総合的に実施し、再就職の促進を図ります。
33	消費者トラブル無料法律相談 【市民文化スポーツ局消費生活センター】	多重債務が自殺の原因となる等社会問題化していることから、消費生活センターの各窓口で借金の相談を受け付けています。処理にあたっては、借金や家計収支の状況等を相談員が聞き取り、法的解決方法を説明し、必要によって専門家の意見を聞くために当センターで実施している消費者トラブル法律無料相談へ案内・誘導しています。
34	生活困窮者自立支援事業 【保健福祉局地域福祉推進課】	平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことを踏まえ、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立の支援に取組みます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
35	ホームレス対策推進事業 【保健福祉局地域福祉推進課】	法及び国の基本方針等に基づき策定した「北九州市ホームレス自立支援実施計画」に沿って、自立の意志がありながらホームレスを余儀なくされている方に対し、自立の支援やホームレスになることを防止するための生活の支援を地域や関係団体と連携して取組みます。
36	アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開 【保健福祉局精神保健福祉センター】	アルコールとうつ、自殺に関する広報について、中高年男性に対象を絞り、パンフレットの作成や商工会議所や農業協同組合等と連携した啓発活動、自助グループとの連携など、必要な人に必要な情報を届けることができる広報活動を展開します。

③　高齢者層　（65 歳～）

本市においては、近年、高齢者の自殺死亡者数および自殺死亡率は、上昇傾向にあります。現在、政令指定都市のなかでも高齢化率が一番高く今後もさらに高齢化が進むとみられる本市では、この世代の自殺予防はますます重要となります。とりわけ、高齢者のなかで 75 歳以上の後期高齢者が占める割合は今後も増加するものと推計されており、後期高齢期において出現頻度の高まる認知症やうつ症状などは、自殺予防に密接に関係する課題となります。

高齢期のライフコースを自殺予防の視点からみると、身体的な病気を複数抱えることも通常になり、慢性疾患による継続的な身体的苦痛により抑うつ状態に陥りやすくなります。認知症になる可能性は年齢とともに高くなりますが、認知症の初期にも抑うつ状態になることが知られています。さらに、周りの人も、そして高齢者自身も「歳をとっているのだから、多少、気分がふさいでも仕方がない。ある程度、抑うつ的になっても仕方がない。積極的に治療するだけの意味がない」との先入観を抱きがちになり、本来ならば、専門機関などへ繋ぐ等で解決できるはずの問題が放置されて、最悪の場合には、自殺に追い込まれてしまうこともあります。本市の「こころの健康に関する実態調査」においても、精神疾患は誰もがかかりうる病気だと「思う」と回答した人の割合は、70 歳代、80 歳代では 50%台に留まっているなど、高齢者自身の精神疾患などへの偏見がうつ等の治療の妨げになっていることを裏付けています。

また、多くの高齢者は、子どもは独立し仕事からも引退することで社会における役割が縮小します。身体機能の低下により社会だけでなく家庭や地域での役割も少なくなり、配偶者や近親者、友人の死などで人間関係が希薄になるなど、ひとつだけでも深刻な心理的打撃となるような喪失体験が短期間のうちにいくつも降りかかります。そのため、抑うつ的になりやすく、また、死の意図も若い世代に比べて確固としていて、周囲に助けを求めるサインをあまり出さずに、危険の高い方法で自殺を図ると言われています。

こうした背景から、高齢者の自殺を予防するためには、まずは、孤立させないという観点が重要であり、高齢者を地域や家庭のなかで孤独にさせないための見守りを行うとともに、いきいきとしたこころを持続するために高齢者の社会参加を図る地域での生きがいづくりの仕組みが必要です。様々な人がつながることで介護等の負担を軽減するための事業や敷居の低い相談窓口の効果的な運用にも引き続き取り組んでいきます。

そして、うつ症状の悪化による高齢者の自殺を未然に防ぐために、高齢者やその支援者が高齢者に関する精神疾患等の偏見を取り除き、認知症やうつ等の自殺予防への理解を深めるため、研修など支援の充実を図っていきます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
37	女性消防団員による「いきいき安心訪問」事業 【消防局警防課】	女性消防団員が２名１組となって、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火・防災に関する指導や、家庭内での救急事故の予防指導等を行います。また、必要な場合には介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）の知識を活かし、家庭内の簡単な身の回りのお世話や、福祉相談を受けた場合には、関係機関への連絡を行います。
38	住宅防火訪問 【消防局予防課】	消防隊が高齢者・障害者等のお宅を訪問して、防火・防災啓発の普及を図るとともに、火災及び焼死事故等の抑制に努めます。
39	民生委員・児童委員活動支援事業 【保健福祉局地域福祉推進課】	民生委員・児童委員は、地域での声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。 少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員・児童委員への期待と負担が増加しています。 今後も、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組み、地域活動支援の充実を図ります。
40	高年齢者雇用環境づくり事業 【産業経済局雇用政策課】	①「高年齢者就業支援センター」を拠点として、関係機関（シティハローワークウェルとばた、能力活用センター）と連携しながら高年齢者の多様なニーズにワンストップで対応し、総合的に就業相談・支援等を行い、高年齢者の雇用促進を図ります。 ② シルバー人材センターの運営補助を行い、就労を通した高齢者の生きがいづくりの促進を図ります。
41	高齢者いきがい活動支援事業 【保健福祉局長寿社会対策課】	高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供をホームページ上にて行います。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う仕組みづくりを進めます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
42	高齢者・障害者あんしん法律相談事業 【保健福祉局長寿社会対策課】 【保健福祉局障害者支援課】	「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」などの民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力により無料法律相談を行います。
43	認知症カフェ普及促進事業 【保健福祉局認知症支援・介護予防センター】	認知症の人を支える取組みやつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及を促進します。
44	認知症介護家族交流会事業 【保健福祉局認知症支援・介護予防センター】	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励まし合い、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。
45	認知症・介護家族コールセンター 【保健福祉局認知症支援・介護予防センター】	認知症高齢者や家族などへの精神面での支援や情報提供を行うため、認知症本人や家族がかかえる不安・悩みなどについて相談できるコールセンターを設置します。なお、運営は「NPO 法人 老いを支える北九州家族の会」に委託して実施しています。
46	地域包括支援センター運営事業 【保健福祉局地域福祉推進課】	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、市民センターを巡回する等、相談窓口としての周知をより一層図るとともに、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じます。相談は、電話だけでなく自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、「老老介護」などの家族介護のアセスメントや地域ケア会議の開催などを通じて、適正にケアマネジメントを実施します。また、関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職や NPO やボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進します。

No.	事業名【担当課】	事業概要
47	いのちをつなぐネットワーク事業 【保健福祉局地域福祉推進課】	“いのちをつなぐ”をキーワードに、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティネットの網の目を細かくしていくことで、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないよう、市民・企業・行政の力を結集して地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。
48	介護支援専門員への研修機会の創出 【保健福祉局介護保険課】 【保健福祉局地域福祉推進課】 【保健福祉局精神保健福祉センター】	介護サービス従事者研修や各区の地域包括支援センターが実施する研修等の機会を捉え、介護支援専門員等の介護サービス従事者に対し、在宅で介護を受けている高齢者やその家族の心の状態や専門機関の情報等についての研修を行います。
49	かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺との関連性が指摘されるうつ病は、身体症状にも顕れることが多いことから、内科等のかかりつけ医を受診することが多いといわれています。そのため、かかりつけ医に適切なうつ病診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等の研修を実施することで、うつ病の早期発見・早期治療を図ります。

④　自殺未遂者

自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は、自殺未遂者以外の者に比べて著しく高いことが分かっています。

・自殺未遂の後、１年以内に 1～3%が自殺しています。

・自殺未遂の後、５年以内に９%が自殺しています。

・自殺未遂者の 10 人に１人は自殺で亡くなっています。

・自殺された方の 30～40%の方に自殺未遂歴があります。

また、救命救急センターで治療を受けた自殺未遂者の多くは、何らかの精神疾患等の問題を有しているにもかかわらず、十分な精神科医療ケアや様々な社会的要因を解消するための支援を受けずに退院している場合があります。さらに、自殺未遂者の家族等の身近な人々もどのように接して再度の自殺企図を防止すれば良いかなどについて十分な情報と支援が得られないままに、再度の自殺企図への不安を抱えながら自殺未遂者に接しているという現実があります。

このため、精神科救急医療体制の充実に加えて、救命救急センター等で治療を受けた自殺未遂者が必要に応じて精神科医療ケアや生活再建の支援が受けられる体制づくりについて関係機関と連携していく必要があります。また、自殺未遂者に対する相談体制の充実と自殺未遂者の家族等の身近な人への支援の充実も図っていきます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
50	自殺未遂者支援の充実 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺企図により救急搬送された患者及びその家族を対象に、同意に基づき、精神保健福祉センターが心理教育や社会資源のコーディネートを行うなど積極的に介入することで、再び自殺を図ることを防止するとともに、その家族の辛さを傾聴して心の負担の軽減に努めます。また、市内の支援者と未遂者支援のあり方について検討を行います。
51	自殺未遂者に関る支援者のための研修 【保健福祉局精神保健福祉センター】	救急病院や消防、精神病院、かかりつけ医など、自殺未遂に関る支援者それぞれのニーズをふまえたテーマ（精神疾患の特徴や自殺危険因子とその評価方法や、適切な対応方法、PEEC など）に沿う実践的な研修を行うことで、支援者の資質の向上を図ります。

No.	事業名【担当課】	事業概要
52	救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺未遂者の精神科医療ケアや退院後の生活再建の支援等について、関係者の理解と連携を促進するため、医師や弁護士、司法書士、臨床心理士、精神保健福祉士などによる懇話会を開催します。
53	精神科緊急・救急医療体制整備 【保健福祉局障害者支援課】	夜間休日における精神科緊急・救急医療体制（24 時間３６５日）について、福岡県及び福岡市と共同で整備しています。
54	夜間・休日精神医療相談事業 【保健福祉局精神保健福祉センター】	夜間・休日の精神疾患急変時等に、精神障害者や家族等の不安軽減のための相談や、必要に応じて適切に医療等につなげるための電話相談窓口を設置しています。
55	精神保健福祉相談 【保健福祉局障害者支援課】	イライラする、眠れない、ストレスが溜まるなど、こころの健康に関する問題、酒害（アルコール）に関する問題、老人性認知症などに関する問題を抱える本人や家族に対して、各区役所において専門の精神科医や相談員が面接し、相談に応じます。
56	自殺予防こころの相談電話 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺予防を目的に、臨床心理士等が様々な悩みを傾聴するとともに、必要に応じて助言・情報提供を行います。
57	社会福祉法人 北九州いのちの電話への補助事業 【保健福祉局総務課】	社会福祉団体等補助事業で「社会福祉法人北九州いのちの電話」に運営活動費補助金を交付しています。また、市政だより(すこやかハート)にボランティア電話相談員の募集に関する記事を掲載し、ＰＲに努めています。
58	自殺の危険箇所改善への取り組み 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺危険箇所における危険防止のため柵等の取り付けや啓発ポスター等の掲示などについて、所有者や管理者への理解を求めていきます。
再掲 59	若者の自殺予防、自殺未遂者対応のための支援者研修 【保健福祉局精神保健福祉センター】	若者に特有の複雑な自殺心理とその対応方法について、支援者の理解を図るとともに資質の向上を目的とした研修を行います。 また、希望する私立高校、大学において、ストレスの対処法や SOS の出し方など、こころの健康づくりのための出前講座等を行います。

⑤　うつ・アルコール依存症

自殺者の多くは、何らかの精神疾患に罹患しており、なかでもうつ病にかかっていた方が大多数を占めています。

・自殺を図った方の 80%以上に何らかの精神疾患があります。

一方で、うつ病は誰がいつなってもおかしくないと言われるほど身近な病気で、早期に発見し治療することでより早期の回復が見込まれます。平成 27 年に本市で実施した「こころの健康に関する実態調査」によると、うつ病や不安障害に罹患している可能性がある人は 8.8％いましたが、そのうちの 59.2%の人は病院を受診していませんでした。そのため、精神疾患に関する正しい知識を広く普及啓発するとともに、健康相談や訪問などで助言や指導を行うことで、うつ病などの早期発見・早期治療を図ります。

また、「こころの健康に関する実態調査」によると、本市におけるアルコール依存症の可能性がある人は、全国調査に比べて高いことが分かりました。アルコールはとても身近なもので、ストレス解消という点で良好なメンタルヘルスに繋がる面もありますが、一方で、依存症になると、それに伴う問題は深刻であり、本人の健康障害のみならず、家族や周りの人にも大きな影響が生じる飲酒運転や、暴力、虐待などの原因となることも少なくありません。さらに、アルコール依存症自体が、無意識の自己破壊傾向の表れとする見方もあり、依存症患者の 10%前後で自殺が起こるとの報告もあります。

飲酒の危険性や適正な飲酒量について啓発活動を強化していくとともに、関係機関や団体と協力し、当事者の方の回復活動や相談、治療支援していきます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
60	産後うつ対策 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 【子ども家庭局・子育て支援課】	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、生後４か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応します。
61	依存症・うつ病等の精神疾患に関する相談体制の整備 【保健福祉局精神保健福祉センター】	薬物乱用・依存・うつ病などについての正しい知識や接し方などの情報提供や個別相談、同じ問題を持つ家族同士が語り合い、わかち合う場を提供するための教室の実施など、相談体制を整備します。

No.	事業名【担当課】	事業概要
62	薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談支援事業 【保健福祉局精神保健福祉センター】	薬物乱用・依存などの問題を抱える家族に対し、正しい知識や接し方を学び、同じ問題を抱える者同士のわかち合いの場を提供するための家族教室の実施や、薬物依存・ギャンブル依存問題等に関する相談窓口で個別相談を行います。
再掲 63	精神保健福祉相談（アルコール相談） 【保健福祉局障害者支援課】	イライラする、眠れない、ストレスが溜まるなど、こころの健康に関する問題、酒害（アルコール）に関する問題、老人性認知症などに関する問題を抱える本人や家族に対して、各区役所において専門の精神科医や相談員が面接し、相談に応じます。
64	健康相談 【保健福祉局健康推進課】	市民センター等における定期的な「健康なんでも相談」や、区役所における随時の電話や面接相談、各種集団健康教室への来所者に対する個別相談、福岡県飲酒運転撲滅条例に基づく適正飲酒指導など、対象者の心身の健康に関する総合的な助言・指導を行います。
65	薬物関連問題実務者ネットワーク会議 【保健福祉局精神保健福祉センター】	市内の薬物乱用・依存に関係する機関・窓口に呼びかけ、関係機関間のネットワークの構築を目指し、意見交換・情報共有を行うことで、相談担当者のスキルアップと相談体制の充実強化を図ります。
66	リカバリーパレードの開催 【保健福祉局精神保健福祉センター】	「こころの病気からの回復は可能であること」を社会に伝えるため、依存症などの精神疾患からの回復者、家族、支援者等が集まり、街頭パレードや唱和、チラシ配布等を行い、市民へ呼びかけを行います。パレードへの参加を通じて様々な立場の相互交流を図り、依存症などの心の病を持つ方々への回復とそのための支援の活性化を図ります。
67	セルフヘルプ・フォーラムの開催 【保健福祉局精神保健福祉センター】	セルフヘルプグループの広報・啓発の場として、同じような悩みを持ちながら、一人で苦しんでいる人たちをグループにつなぎたいという思いから、主に北九州市内で活動するセルフヘルプグループが協力して、フォーラムを開催します。

No.	事業名【担当課】	事業概要
68	アルコール依存症に関する保健福祉ネットワーク会議の開催 【保健福祉局精神保健福祉センター】	アルコール依存症に関する医療をはじめ保健福祉関係支援者（専門医療機関、断酒会、区精神保健福祉相談員等行政職員）の実務者レベルにおける連携を構築するためネットワーク会議を定期開催します。
再掲 69	かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺との関連性が指摘されるうつ病は、身体症状にも顕れることが多いことから、内科等のかかりつけ医を受診することが多いといわれています。そのため、かかりつけ医に適切なうつ病診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等の研修を実施することで、うつ病の早期発見・早期治療を図ります。
70	こころの健康およびアルコール依存症対応力向上研修 【保健福祉局精神保健福祉センター】	かかりつけ医や精神科医療機関関係者、職場のメンタルヘルスに関わる専門職を対象に、うつ病とアルコール依存症の正しい知識と対応方法の研修を行います。
71	精神保健福祉基礎・実務者研修 【保健福祉局精神保健福祉センター】	精神障害者の支援者を対象に、障害者の地域生活を支援するケアマネジメントや自殺予防等の基本的な考え方やその過程（流れ）を学び、相談支援技術の向上を目的とします。
72	高校生への飲酒の弊害等についての周知・啓発 【保健福祉局精神保健福祉センター】	高校の養護教諭等を対象に、飲酒の弊害等についての周知を行います。また、養護教諭が教諭や生徒などへ研修等を行う際に使用する啓発グッズやリーフレット類等の配布に協力します。
再掲 73	アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開 【保健福祉局精神保健福祉センター】	アルコールとうつ、自殺に関する広報について、中高年男性に対象を絞り、パンフレットの作成や商工会議所や農業協同組合等と連携した啓発活動、自助グループとの連携など、必要な人に必要な情報を届けることができる広報活動を展開します。

視点２：社会構造における課題

人の生きる場は、家庭、学校、事業所など様々に場を変えますが、究極には地域社会をおいて他にありません。地域に偏見や差別、競争や排除が蔓延すれば、困難を抱えた人は誰にも相談できず、孤独に陥りやすくなるでしょう。時には人間の弱さをも価値あるものとして認め、困難な状況にある人を包み込める社会とは、人々が相互に信頼しあうことができる健康な社会です。不合理な偏見を取り除き社会の意識や文化を変えることで、地域の人々の互助と信頼の力を高めることに取り組んでいきます。

誰もが、生きる喜びやつながりを感じることができる「こころの健康づくり」を育むためには、現在の社会通念や風土、社会構造等を「生きやすい社会」へと変えていくとともに、その社会の一員である市民一人ひとりが、自らの手で取り組みを進めていきます。

⑥　生きやすい地域づくり（市民への普及啓発）

平成 27 年に実施した「こころの健康に関する実態調査」では、ストレスが多いと感じている市民は 8.5%、うつ状態やうつ病、不安障害などの可能性のある人も 8.8%とそれぞれが５年前の調査と比較してやや上昇しており、また、市民の 13.2%もの人が「過去 1 年以内に死にたいと考えたことがある」と答えているなど、最近の自殺者数の減少とは裏腹に、社会における「生きやすさ」は向上していないとも考えられます。

自殺は、誰もが当事者になり得る重大な問題であると同時に、様々な要因が複雑に絡み合った結果に起こる「追い込まれた末の死」でもあります。そして、その背景には「孤独」があり、社会の「生きづらさ」があります。

本市では、地域や職域などで「こころの健康づくり」の重要性について関心や理解を深めるために、自殺統計の分析や実態調査を実施することで本市のこころの状態の把握し、その結果を市民に分かりやすく伝えるよう努めます。また、そのような実態を表すデータを活用して広報・啓発活動を行い、「孤独」を防ぐ見守りの活動などの取り組みを通じて、社会構造への働きかけを行っていきます。一方で、一人ひとりの社会の「生きづらさ」の捉え方は様々であることから、市民自らがまわりの人間関係のなかでこころを育て、不調に気付き助けをもとめることや適切に対応することができるための教育や啓発活動に取り組んでいきます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
74	自殺統計の分析および実態調査の実施等による施策の検討、広報 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺に関する各種統計（人口動態統計、警察庁統計）の分析を行い、本市の自殺の実態把握に努めるとともに、市民のこころの状態を把握するために「こころの健康に関する実態調査」を定期的に行うことで、本市の実情に即した自殺対策を行うための基礎情報とします。また、本市の自殺の実態や取り組み状況については、講演会や研修、ホームページ等を通じて広く知らせるなど市民意識の啓発を行います。
75	いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 【保健福祉局精神保健福祉センター】	こころの病の早期発見・早期対応につながるように、日頃からのこころの健康管理が行えるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」や必要な支援情報へ簡単に辿り着ける専用ホームページ等インターネットを活用した情報提供・相談支援を行います。

No.	事業名【担当課】	事業概要
76	自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺予防週間・自殺対策強化月間における集中的な啓発事業等を実施することで、市民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について市民の理解の促進を図ります。
77	自殺対策事業啓発講演会 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺対策に関する市民の理解を広げるため、様々なテーマを取り上げた講演会を開催しています。
78	自殺やメンタルヘルスに関るパンフレットや冊子の作成・配布 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺やメンタルヘルスに関する正しい知識を普及するため、パンフレット等を作成しています。
79	自殺対策パンフレットの作成 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺対策に必要な知識や相談窓口情報等を記載したパンフレット等を作成し、市民や関係者への周知を行っています。また、関連資料等は、いのちとこころの情報サイトのホームページに掲載しており自由にダウンロードすることができます。
80	ラジオ番組「明日への伝言板」制作 【保健福祉局人権推進課】	市民が人権問題を身近な問題として捉え、その理解を促進するための視聴覚教材を整備し、啓発活動の充実を図っています。
81	ストレスケア出前講演 【保健福祉局精神保健福祉センター】	ストレス対応力を高め、心の健康を保つための出前講演を行います。
82	自殺対策出前講座 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺対策に関する理解を広げるため、各種団体等からの要望により出前講座を開催しています。
83	精神保健福祉サポーター養成講座 【保健福祉局精神保健福祉センター】	精神保健福祉領域でのボランティア活動を希望する市民を対象にしたボランティア養成講座を開催し、精神障害者の社会復帰、精神障害・疾患についての一般市民の理解を促進します。
84	障害者差別解消法推進事業 【保健福祉局障害福祉企画課】	障害のあるなしに関わらず、だれもが安心していきいきと暮らすことのできる“共生のまちづくり”を目指すため、障害に対する理解を深めるための啓発活動や、障害を理由とする差別に関する相談業務等を行っています。

No.	事業名【担当課】	事業概要
85	男女共同参画センター相談事業 【総務局男女共同参画推進課】	セクハラ、パワハラ、ストーカー等の人権侵害や、配偶者からの暴力、法律問題等、人に言えない悩みを、ジェンダーの視点から問題の解決を支援する相談事業を実施します。また、性別による人権侵害や心の問題をはじめ、配偶者からの暴力や人間関係など、様々な悩みを抱えた人に対し、弁護士による法律相談や法律基礎講座を実施するとともに、相談業務に携わる人を対象に、質の高い支援を目指す対人援助職者セミナーを開始しています。
再掲 86	民生委員・児童委員活動支援事業 【保健福祉局地域福祉推進課】	民生委員・児童委員は、地域での声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。 少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員・児童委員への期待と負担が増加しています。 今後も、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組み、地域活動支援の充実を図ります。
87	小地域福祉活動の推進 【保健福祉局地域福祉推進課】	北九州市社会福祉協議会が取り組んでいる「ふれあいネットワーク活動」への支援を行うことで、地域での見守り・助け合い・話し合いの３つの仕組みづくりに取り組んでいる住民主体の小地域福祉活動の充実・強化を図ります。
再掲 88	リカバリーパレードの開催 【保健福祉局精神保健福祉センター】	「こころの病気からの回復は可能であること」を社会に伝えるため、依存症などの精神疾患からの回復者、家族、支援者等が集まり、街頭パレードや唱和、チラシ配布等を行い、市民へ呼びかけを行います。パレードへの参加を通じて様々な立場の相互交流を図り、依存症などの心の病を持つ方々への回復とそのための支援の活性化を図ります。
再掲 89	セルフヘルプ・フォーラムの開催 【保健福祉局精神保健福祉センター】	セルフヘルプグループの広報・啓発の場として、同じような悩みを持ちながら、一人で苦しんでいる人たちをグループにつなぎたいという思いから、主に北九州市内で活動するセルフヘルプグループが協力して、フォーラムを開催します。

No.	事業名【担当課】	事業概要
90	北九州セルフハート会議の支援 【保健福祉局精神保健福祉センター】	北九州市内を中心に主に精神保健福祉領域で活動しているセルフヘルプ・グループのネットワーク会議「北九州セルフハート会議」の開催を支援しています。
91	セルフヘルプ・グループ情報誌の発行 【保健福祉局精神保健福祉センター】	北九州市内を中心に主に精神保健福祉領域で活動しているセルフヘルプ・グループの情報を確認することができるセルフヘルプ・グループ情報誌を発行します。
92	人にやさしいまちづくりの推進 【保健福祉局総務課】	誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。

⑦　関係者や関係機関との連携、相談窓口の連携、ゲートキーパーの養成

自殺は、様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。それらの様々な要因に働きかけ社会の意識と行動を変えていくためには、民間団体をはじめ医療、教育、司法、労働等の各関係機関との課題や情報の共有や協働の事業などを通じて、ネットワークの充実を図っていく必要があります。

自殺予防において、心の悩みを抱える人たちの背景にある様々な課題やリスクを解決するためには、各関係機関や窓口における連携が必要です。多世代にまたがる複雑多様な課題や自殺の危機に対して支援を充実させるため、相談窓口における支援者の相互理解や協働を行うとともに、今後のよりよい連携のための取り組みを検討していきます。

また、自殺の危険性が高い人を早期発見、早期対応するためには、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の養成が必要です。本市においては、これまで、主に支援者を中心とした研修プログラムや各種自殺予防に関する研修会等を行うことで、病院や施設、学校、企業等の自殺対策の担当者等に、自殺予防の考え方や初期対応の考え方を広げてきました。今後も引き続き支援者の理解を図るとともに、日ごろから地域の方と接する機会の多い民生委員・児童委員や自治会長、市民センター職員、ボランティア等に、それぞれの領域に期待される役割を担っていくことができるよう、研修や講演活動などを行っていきます。

No.	事業名【担当課】	事業概要
93	北九州市自殺対策連絡会議、自殺対策庁内連絡会議の開催 【保健福祉局総務課】 【保健福祉局精神保健福祉センター】	北九州市自殺対策連絡会議では、おもに市内の関係機関・団体により、本市における総合的な自殺対策に関する事項の連絡調整や協議を行うとともに、市の全部局室の幹事課が集まる自殺対策庁内連絡会議において、庁内の横断的な連携を図っています。今後、本計画の進捗状況や施策の評価による見直し等を協議し、効果的な自殺対策事業のあり方を検討していきます。
再掲 94	救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺未遂者の精神科医療ケアや退院後の生活再建の支援等について、関係者の理解と連携を促進するため、医師や弁護士、司法書士、臨床心理士、精神保健福祉士などによる懇話会を開催します。
95	自殺予防教育のための連絡会議 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺予防教育における課題や手法を検討するため、関係者による連絡会議を定期開催します。

No.	事業名【担当課】	事業概要
96	福岡県弁護士会北九州部会との連絡会 【保健福祉局精神保健福祉センター】	福岡県弁護士会北九州部会と定期的に連絡会を開催し、自殺対策における情報共有および自死遺族法律相談等の内容検討を行います。
97	犯罪被害者等支援事業 【市民文化スポーツ局安全・安心相談センター】	犯罪被害に遭った被害者やその家族・遺族が、元の平穏な生活を取り戻すことができるように支援するため、福岡県・福岡市と共同で「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」（福岡市と本市に各１箇所）を設置しています。また、性暴力に特化した被害者救済の施策として、平成２５年７月から福岡県・福岡市と共同で「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置しています。
再掲 98	社会福祉法人 北九州いのちの電話への補助事業 【保健福祉局総務課】	社会福祉団体等補助事業で「社会福祉法人北九州いのちの電話」に運営活動費補助金を交付しています。また、市政だより(すこやかハート)にボランティア電話相談員の募集に関する記事を掲載し、ＰＲに努めています。
再掲 99	アルコール依存症に関する保健福祉ネットワーク会議の開催 【保健福祉局精神保健福祉センター】	アルコール依存症に関する医療をはじめ保健福祉関係支援者（専門医療機関、断酒会、区精神保健福祉相談員等行政職員）の実務者レベルにおける連携を構築するためネットワーク会議を定期開催します。
100	ひきこもり支援実務者連絡会 【保健福祉局精神保健福祉センター】	ひきこもりについては「多岐に渡る方面からの支援」と「支援者相互の有機的な連携」等が必要です。ひきこもり支援者が集い、情報交換を行うことで、連携のためのネットワークの構築や互いの支援のスキルアップを目指します。
再掲 101	いのちをつなぐネットワーク事業 【保健福祉局地域福祉推進課】	“いのちをつなぐ”をキーワードに、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティネットの網の目を細かくしていくことで、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないよう、市民・企業・行政の力を結集して地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。

No.	事業名【担当課】	事業概要
102	心理ケア支援事業 【保健福祉局保護課】	各区役所保護課に臨床心理士（嘱託員）を配置し、生活保護受給者に対して、生活保護決定・実施の際に心理面からの状況把握やケースワーカーへの技術的助言及び支援、精神保健福祉センターとの技術的連携を行い、精神保健福祉分野の体制強化を図ります。
103	精神障害者保健福祉対策事業 【保健福祉局障害者支援課】	各区保健福祉課で実施している定例相談に、非常勤嘱託医を派遣しています。
再掲 104	スクールソーシャルワーカー活用事業 【教育委員会指導第二課】	不登校やいじめ、虐待などの問題行動等の解消のため、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒への働きかけとともに家庭環境への働きかけにより支援活動に取り組みます。
再掲 105	スクールカウンセラー活用事業 【教育委員会指導第二課】	不登校やいじめ等の児童生徒及び保護者への対応のため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、すべての中学校に配置及び小学校への派遣を行い、小中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることで、生徒指導上の諸問題の解決を図ります。また、自殺の危機にある、あるいは自殺未遂後の児童生徒に対して、スクールカウンセラーが個別に心のケアを行います。
106	各種法律相談 【総務局男女共同参画推進課】 【市民文化スポーツ局広聴課】 【保健福祉局長寿社会対策課】 【保健福祉局障害者支援課】 【保健福祉局同和対策課】 【保健福祉局精神保健福祉センター】	各種相談事業に取り組んでいます。 ・男女共同参画センター相談事業 ・東部・西部勤労婦人センター相談事業 ・法律人権相談 ・高齢者・障害者あんしん法律相談事業 ・地域交流センター人権法律相談 ・自死遺族のための無料法律相談
107	総合相談会の試行開催 【保健福祉局精神保健福祉センター】	自殺予防においては、心の悩みを抱える人たちの背景にある様々な課題やリスクを解決するために、各関係機関相互の連携が必要となります。各種窓口の相互理解をすすめ、連携のための手順等を整理していくことを目的に、各関係機関が一同に会した総合相談会の試行開催と、自殺対策に関する相談窓口のあり方について検討を行います。

No.	事業名【担当課】	事業概要
108	地域の保健福祉関係職員への研修 【保健福祉局地域福祉推進課】 【保健福祉局保護課】 【保健福祉局障害者支援課】 【保健福祉局精神保健福祉センター】	心の健康づくりについての理解を深め、相談窓口の相互理解や協働を図るため、関係職員向けの研修を行います。
109	生きるための支援を考える会 【保健福祉局精神保健福祉センター】	市内の各種相談支援機関・窓口の実務者が集まり、自殺の要因となり得る問題に対する相談窓口の相談状況、支援状況について情報交換を行うとともに有効な連携の在り方を検討します。
110	自殺に関する支援者への技術とこころの支援 【保健福祉局精神保健福祉センター】	精神保健福祉センターの技術支援の一環として、自殺に関する統計情報等の提供や支援者への研修・困難事例や自死後のケアの相談等に応じます。
111	市民センターを拠点とした健康づくり事業（地域で GO!GO!健康づくり） 【保健福祉局健康推進課】	市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により行います。
112	ゲートキーパーの地域での広がり 【保健福祉局精神保健福祉センター】	病院や施設、学校、企業等の自殺対策の担当者等の支援者を対象にした、自殺予防の考え方や初期対応の方法（メンタルヘルス・ファーストエイド研修プログラムや各種自殺予防に関する研修会等）についての研修を行います。また、民生委員・児童委員や自治会長、市民センター職員、ボランティア等を対象にしたゲートキーパー研修を行うことで、地域の自殺予防の取り組みのなかで期待される役割を担っていけるよう支援していきます。

８　計画の推進体制

（１）北九州市自殺対策連絡会議

関係機関・団体の連携のもとに、本市における総合的な自殺対策に関する事項の連絡調整を図り協議・検討を行います。

また、本市の自殺対策本計画の進捗状況や施策の評価による見直し等を協議し、効果的な自殺対策事業のあり方を検討します。

【北九州市立精神保健福祉センター いのちとこころの支援センター】

北九州市自殺対策連絡会議の事務局として、取りまとめを行います。

（２）それぞれの主体が果たすべき役割について

市全体で自殺対策を総合的に推進するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが必要です。

本市の自殺対策において、それぞれの主体が果たすべき役割は以下のように考えられます。

① 市民の役割

市民は、自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとととともに、一人で悩みを抱えてしまうことの背景となる「自殺や多重債務、うつ病等の自殺関連事象は不名誉で恥ずかしいものである」という社会通念が間違ったものであるということや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であることを理解し、自らの心の不調や周りの人の個々との不調に気付き、適切に対処することができるようにするなど、主体的に自殺対策に取り組みます。

② 関係団体の役割

自殺対策に関係する専門職の職能団体や、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性にかんがみ、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画します。

③ 民間団体の役割

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画します。

④ 企業の役割

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るよう努めることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせることを認識し、積極的に自殺対策に参画します。

⑤ 市の役割

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する市は、市民一人ひとりの身近な行政主体として、地域の自殺の状況を分析し、地域の実情に応じて必要な重点施策に取り組みます。また、国と連携して、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めます。

【自殺対策庁内連絡会議】

庁内の自殺対策関係部署から組織し、庁内関係部署の緊密な連携と協力のもと、自殺対策を推進します。

⑥ 国の役割

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行います。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行います。

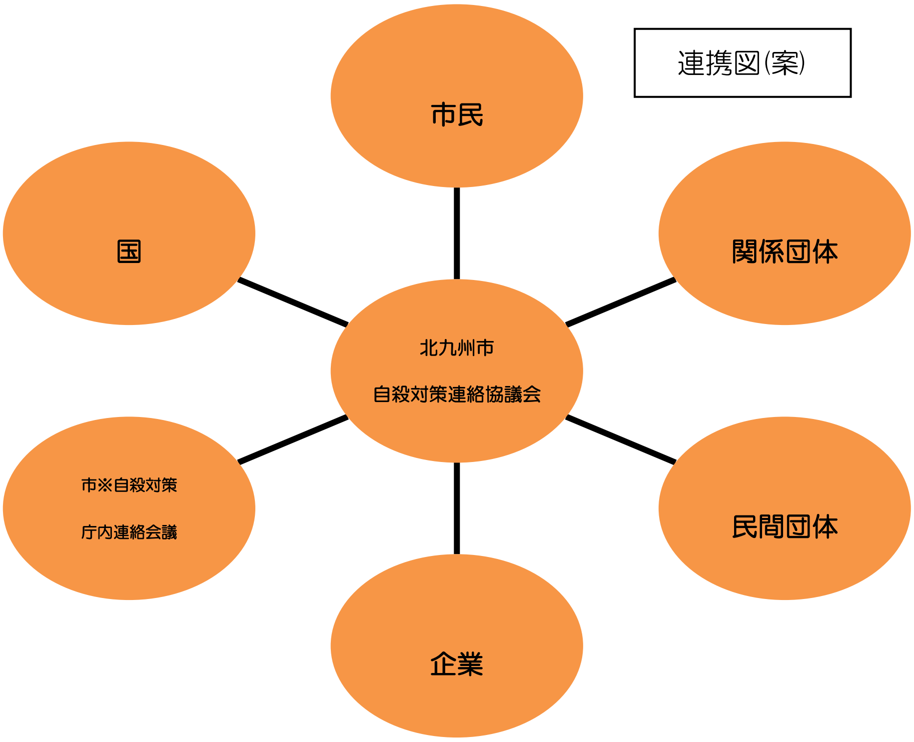

９　資料編

（１）北九州市自殺対策連絡会議 構成員名簿（平成 28 年 12 月現在）

任期：平成27年8月1日～平成29年7月31日

	所属機関（団体）名・役職等	委員氏名	備考
学識経験者	学校法人産業医科大学医学部精神医学教室　教授	吉村　玲児	
司法	福岡県弁護士会　北九州部会　弁護士	河原　一雅	
	日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部 事務局長	山村　洋平	
医療・保健・福祉	一般社団法人福岡県臨床心理士会	シャルマ　直美	
	公益社団法人北九州市医師会　理事	長森　健	
	一般社団法人福岡県精神科病院協会　理事	江藤　義典	
	一般社団法人福岡県精神神経科診療所協会	垣替　芳隆	
	公益社団法人北九州市薬剤師会　理事	原田　圭子	
	北九州地区精神保健福祉士協会	嶋村　美由紀	
	公益社団法人福岡県看護協会 北九州4地区支部・地区支部長	黒川　雅代	
	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会	白木　裕子	
労働	北九州商工会議所　総務・経理課長	堀田　靖治	
	一般社団法人北九州中小企業経営者協会　副会長	橋本　美登里	
地域	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 計画調整担当課長	南里　佳代子	
	北九州市民生委員児童委員協議会　副会長	白川　恵子	
	社会福祉法人北九州いのちの電話　事務局長	川尻　正之	
	NPO法人抱樸　ボランティア部	勝　聡子	
遺族支援	リメンバー福岡自死遺族の集い　代表	小早川　慶次	

１８名（女性９名）　（敬称略・順不同）

（行政関係機関）

警察	福岡県警察本部子ども女性安全対策課　課長補佐	家永　英明	
警察	福岡県警察北九州市警察部機動警察隊総務班長	出口　浩己	
労働	北九州東労働基準監督署　副署長	柴田　浩	
労働	福岡労働局　職業安定部職業安定課　主任	工藤　金太郎	
教 育	北九州市 教育委員会 指導部 指導第二課長	田頭　麗宏	
行 政	保健福祉局 精神保健福祉担当部長	三井　敏子	

６名　（敬称略・順不同）

（事務局）

	保健福祉局 いのちとこころの支援担当課長	三井　敏子	精神保健福祉担当部長 精神保健福祉センター所長 兼務

（2）北九州市自殺対策庁内連絡会議　幹事課名簿（平成 28 年 12 月現在）

局名	幹事課名	役職・氏名
市民文化スポーツ局	安全・安心推進課	課長　守口　昌彦
	消費生活センター	館長　愛甲　政志
子ども家庭局	子育て支援課	課長　岩佐　健史
	子ども総合センター	次長　山田　貴広
産業経済局	雇用政策課	課長　大迫　道広
消防局	予防課	課長　正代　荘一
教育委員会	指導第二課	課長　田頭　麗宏
保健福祉局	地域福祉推進課	課長　名越　雅康
	人権文化推進課	課長　鷹取　典子
	障害者支援課	発達障害担当課長　安藤　卓雄

（事務局）

局名	課名	役職・氏名
保健福祉局	総務課	課長　清田　啓子
		計画調整担当課長　楢木野　裕
	いのちとこころの支援担当課	課長(精神保健福祉センター所長) 三井 敏子

（3）計画策定までの経緯

・平成 28 年　5 月 11 日　自殺対策連絡会議（1 回目：方針協議）

・平成 28 年　5 月 23 日　自殺対策庁内連絡会議（1 回目：方針の周知）

・平成 28 年　6 月 19 日　市民フォーラム（関係機関・団体からの意見を聴取）

・平成 28 年　7 月 26 日　自殺対策連絡会議（2 回目：骨子協議）

・平成 28 年 11 月　2 日　自殺対策連絡会議（3 回目：計画素案の協議）

・平成 28 年 11 月 15 日　自殺対策庁内連絡会議（2 回目：計画素案の周知）

※以下、予定

・平成 28 年 11 月 21 日～12 月 23 日　市長のふれあいトーク

・平成 28 年 12 月 13 日　社会福祉審議会（計画素案の報告）

・平成 28 年 12 月 15 日～平成 29 年 1 月 13 日　パブリックコメントの実施

・平成 29 年　2 月２０日　自殺対策連絡会議（4 回目：パブリックコメントの反映）

・平成 29 年　3月　9日　精神保健福祉審議会（計画素案の報告）

・平成 29 年　7 月～　計画の周知

（4）市民フォーラム発言要旨

【目　的】
（仮称）北九州市自殺対策計画の策定作業の参考にするため、意見などを幅広く聴取するとともに、市民の主体的な参加への意欲の高揚を図るため、市民フォーラムを開催するもの。
【日　時】
平成28年６月19日（日）　13:00～17:00
【会　場】
総合保健福祉センター　２階　講堂
【参加者】
約70名
【次　第】
●開会の挨拶
●自殺対策計画について
●基調講演
●関係団体からの課題や意見の発表
【高齢者関連】
【成人関連】
【子ども・若者関連】
【その他】
●閉会の挨拶

【発言要旨】

●開会の挨拶
河原一雅（北九州市自殺対策連絡会議議長）
・自殺対策は、関係団体との連携、結びつくことが大事。
・今日は、関係団体の方からそれぞれの意見をお聞きすることを楽しみにしている。
・市民一人ひとりの意識や連携が大事だが、このフォーラムがその一助となれば幸い。

●自殺対策計画について
三井敏子（北九州市立精神保健福祉センター所長）

●基調講演
張　賢徳（帝京大学医学部附属溝口病院精神科長・教授）
・計画を作るうえでベースとなる自殺者の心理等について話す。
・日本の社会文化的風土として、自殺を禁じている宗教の要素等がないため、自殺予防という意識は生まれにくい。
・９０％以上の自殺者が何らかの精神疾患が認められる。「自殺」ではなく「自死」という表現＝自らが選んだ死というマイルドなイメージとなるため、実態を見誤らせる危険性があるのではないか。
・自死遺族の悲嘆については、自責感や安堵効果など、特殊性が見られる。聞き取り調査を行ったところ、うつ病等は比較的順調に回復していたが、フラッシュバックや回避行動などのPTSD様状態などが認められた。支援の方法については、今後も課題。自死遺族会などの参加者も少なく、アウトリーチの方法等も困難。
・自殺は、うつ状態等による認知の歪み、心の視野狭窄などにより、病的な影響があった結果、生じたものが大半。
・うつ状態等は、悲観や絶望感により生じる。それは、疎外感や自分が回りにとって負担になっていると感じることにより生じる。
・自殺を禁じる宗教圏では、一様に自殺率が低い。キリスト教圏では、日ごろの悩みなどについては教会へ行き相談するということが当たり前になっている。
・無宗教者が多い日本において、悲観や絶望感を支えるのは、生きがいや役割意識、社会参加である。
・自殺予防とは、周りのみんなが、悩みを話しあえる、相談に乗ることができる社会的風土を作ることが重要。

●関係団体からの課題や意見の発表【高齢者関連】
座長：畠中順子（保健福祉局地域支援担当課長）
コメンテーター：河原議長

①高田芳信（認知症家族の会　代表）
・「介護疲れ」で自殺した人は50代から70代が最も多く、年々増える傾向。
・肉体的な負担だけでなく、社会的偏見などの精神的負担がストレスを生み、うつ病を発症させるといわれている。
・認知症介護者の４人に１人はうつにかかる。相手への介護や看護で自分の体のことは後回しにして懸命に続ける真面目人間程うつにかかりやすいのではないかと感じている。
・家族の会は市の委託でコールセンターを実施。認知症介護者家族の交流会、若年性認知症介護者家族交流会を行っている。どうしても介護をしていると自分の体や心のことは考えないで、相手のことばかりを考えるようになる。自分の体、心のことを考える。そしてストレスを減らす。そのために、認知症カフエ、オレンジカフエを利用してほしい。

②永松京子（株式会社フジケア主任介護支援専門員 日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー）

・高齢者の自殺の割合は高いまま。市でも80歳以上の男性の自殺が増加。その要因、背景には、様々な社会的要因が複雑に関っている。
・老年期の特徴は、家族の喪失や、役割の縮小など様々な喪失体験が繰り返され、喪失感や孤立感が増す時期となる。
・高齢者を取り巻く背景としては、高齢者世帯の増加や核家族化などによる介護力の脆弱化や、地域の関係性の希薄化が進行している。
・介護の長期化や老老介護、認認介護など、介護者の約７割が精神的、身体的に限界を感じており、介護者や高齢者を孤立させないため、適切な相談機関などにつなぐことが重要。
・ケアマネジャーとしては、高齢者の自殺に関してリスクマネジメント力を高め、サインを見逃さず、関係機関と連携し繋ぐことが重要と考える。
・計画へは、社会資源マップの作成等により専門機関へつながる仕組みづくりや、専門職や地域包括支援センターへの研修による人材育成、連携体制の強化、介護者への支援体制づくり、市民への普及啓発により、高齢者の意欲、生きがいにつながる支援となるよう提案したい。

③白川惠子（市民生委員児童委員協議会　副会長）

・民生委員・児童委員は、主に一人暮らしの地域の高齢者の見守りをしている。
・市で自殺者数が年間 200 人弱もいることについて、ショックを受けた。普段、民生委員・児童委員は、社協と共同で、サロン活動なども実施しているが、それに参加しない人こそ多くの問題を抱えており、その人の本当の心の叫びを感じる必要がある。
・地域で、みんなが生きがいを持って暮らしていくためには、経済的な支援だけではなく、地域づくりや趣味づくり等に参加し、地域で何かおかしいなと思うことがあれば、専門家へ繋ぐことができる、絆づくりが必要ではないかと思う。

④南里佳代子（市社会福祉協議会　課長）

・本市では、住民自らが参加し、福祉課題の自発的・自主的解決を行うため、概ね小学校区を中心に、 154 の校（地）区社会福祉協議会が組織され、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を実現するため、住民による支え合いのしくみづくり、「ふれあいネットワーク活動」に取り組んできた。
・そうした中、地域では、少子高齢化等による家族や近所の支えあいの弱まり、非正規雇用者の増加による経済的に困窮する世帯の増加、制度の狭間にある人の増加、課題を抱える世帯の把握や住民間の情報共有の困難さから適切な支援を受けられないまま地域で孤立した生活を送らざるを得ない人々が増えている。
・校（地）区社協の福祉協力員の役割は、支援が必要と思われる世帯の見守り・訪問を通じて、①課題をみつけること②気づいた問題を関係機関等につなぐこと③支援を必要としている人へ情報を届けること、である。
・計画へは、①地域で課題を共有する場づくり、②課題を抱えた人の早期把握や見守りのための地域でのネットワークの充実強化、③「支える、支えられる」という一方的な関係でなく「相互に支えあう」地域づくり　を提案する。

【高齢者関連の質疑応答】

工藤局長：制度は大切だが、その仕組みを活かしていくためには、そして人間が救われるというのは、人との関係のなかで救われるということがみなさんの発表で分かった。悩みを相談する人がいるとか、その人の居場所があると感じられるそういう環境づくりをしなければならないと思った。

河原議長：世帯数が減少するなか、集合住宅の問題などもあり、なかなか地域に溶け込めずますます孤立化が進んでいるのが北九州市の実態ではないかと思う。みなさんの発表をまとめると、特に高齢者の孤立感を地域のなかでどうやって防ぐのか。自殺に向かわないためには繋がりが必要で、どうやって繋がるのか、また、生きがいをどうやったら持たせることができるのかと思った。最後の社協からの３つの課題については、みなさんも認識していると思う。
今から、高齢者、成年、子どもの世代の問題はあるが、共通項があると思うので、それを見つけていくことが重要かと思う。

●関係団体からの課題や意見の発表【成人関連】
座長：安藤卓雄（保健福祉局発達障害担当課長）
コメンテーター：河原議長

⑤堀口俊明（福岡県断酒協議会　事務局長）

・断酒連盟は全国的組織で、福岡県断酒協議会および北九州断酒友の会など、県内には約 140 名の会員あり。
・国内では、約１％のアルコール依存症者と、依存症の疑いのある方も１％いる。
・多量な飲酒により発生するアルコール依存症やうつ病など、不適切な飲酒を減らすことが課題

である。
・課題は、不適切な飲酒に関する相談窓口が分かりにくいという点であり、窓口の明確化が必要と考える。また、一目見てわかる各機関の連携体制、広報の充実が必要と考える。

⑥大阪（ギャンブル依存症からの回復を目指す自助グループ）
・ギャンブルの問題は、個人だけの問題にとどまらず、家族・友人など周りの者を巻き込んでしまい、死までも考えることすらある。これは、意思の問題ではなく依存症という脳の病気で、ギャンブルをやめようと思ってもやめられずコントロールが出来なくなる、薬もなく苦しい病気である。完治はないが良くなるもの。
・一人ではやめられないが、自助グループに通いながら、我々も仲間とともに生きる喜びを実感できる生活を送っていきたい。

⑦小鉢由美（福岡県弁護士会　弁護士）
・福岡県弁護士会は、自死遺族や自死のリスクた高い方を支援する方への無料法律相談を実施している。しかし、弁護士という職種は敷居が高いのか相談件数があがらず、弁護士会単体としての活動も限界がある。また、世代や性別等で悩みも異なるが、それをワンストップで受け止める場所がない。
・様々な悩みを抱えている人の相談をワンストップで総合的に受けることができる場所があればと考えている。
・計画へは、関係機関との連携を大前提にしたうえで、市の未来を見据えて課題を抽出し、それに総合的に対応できる内容となるよう期待する。

⑧濱田なぎさ（福岡県司法書士会　副会長）
・福岡県司法書士会は、相談場所に出向く気力がないような人に対してアウトリーチで対応するベッドサイド法律相談事業を行っている。
・事業を行ううえで感じている課題は、各関係機関が縦割り構造のため横の連携が薄いことである。
・計画へは、相談の入口部分における公的なコーディネーターの設置を提案する。コーディネーターは関係機関のつなぎ役だが、相談を受ける際の適切なアドバイザーの選定や地域で長期の支えとなるような見守りも視野にいれたコーディネートを期待する。

⑨江藤義典（一般社団法人　福岡県精神科病院協会理事）
・自殺予防の取り組みとしては、一般診療科と同じ場所で実施する精神科ソフト救急などの、実際にハイリスクな方の自殺を予防するミクロな取り組みと、自殺という発想をしない心、自殺という行動を選択しない心を幼いころから培い育むというマクロな取り組みの両面が必要。
・このようなフォーラムを開催し、市民や関係者の意識を高めていくことが、自殺予防の一助となるのではないかと考える。

⑩三宅仁史（社会医療法人　北九州病院　北九州総合病院　医療ソーシャルワーカー）
・北九州総合病院は、救命救急センターを有している３次救急病院である。
・当院に搬送された自殺企図の患者は増加傾向にあり、アルコールを乱用しつつ大量服薬を行った患者が最も多い。
・POST ACTION-J 研究により、救急搬送された自殺未遂者にケースマネジメントを実施することで自殺企図を長期にわたり抑止できることは判明した。そして、H28 年度の診療報酬改定により救急患者精神科継続支援料が算定可能になった。しかし、当院も条件を満たしていないため算定できず、地域の精神科医療機関においても周知されていない様子。
・自殺未遂者は、救急搬送後も自殺に至った問題が解決されていないことが多い。
解決のためには、医療機関や診療科などが垣根を越え、適切な医療を受けられる環境を整備・提供することや、行政や民間事業所などの多様な機関との連携が必要。また、患者や家族に対し、自殺に対する正しい知識を伝えると同時に、院内外を問わず啓発活動を続ける必要がある。

⑪黒川雅代（公益社団法人福岡県看護協会　北九州４地区支部・地区支部長）
・福岡県看護協会では、看護職対象のメンタルヘルス研修や、子育て支援電話相談、中学校や高校を対象にした看護の出前講演等の自殺対策に関連する活動を行っている。
・現状の課題としては、メンタル面の相談ができる場所のない職場があること、復職した後のサポート方法が分からないことなど、自殺に関する現状の広報や、啓蒙活動がもう少し必要であることを感じる。
・計画へは、自殺の原因・要因のさらなる分析と対策の強化、世代・性別など対象に応じた具体的な取り組み、地域包括ケアシステムとの連携、多分野の人がゲートキーパーとして活動できるようになるため関係機関における専門職への教育を期待する。

【成人関連の質疑応答】

安藤座長：堀口様、大阪様へ、人との繋がりが苦手な方にどうやってつながりを作っていくのか、そのご苦労などを話していただければと思う。

堀口氏：アルコールの人は、どんどん閉じこんで行くが、内面は心が豊かな人が多いと思う。極力、声掛けを行って輪を作っていくことを心掛けている。

大阪氏：自分も人見知りで人の輪に入っていくことはとても嫌だった。しかし、ギャンブルは一人ではやめれないので、先輩として、やはり、声掛けを行い輪を作っていこうとしている。

張教授：一人ひとり性格や支援のニーズが異なる。制度はあるが、それをどういう風に届けていくのか。そうしたとき大阪さんのようなロールモデルを創ることが扉を開ける一つのきっかけになると思う。同じ体験をした当事者の意見はとても説得力がある。江藤先生が仰ったが、まさにこういうフォーラムが役に立つと思う。

河原議長：皆さんの発表を聞き、関係機関のネットワークと連携していくことが共通の課題であると感じた。そして、張教授の話しで自殺をしないという教育が必要であることを強く感じさせられた。これからは、縦の広がり（法律だけ、医療だけ）ではなく横の広がり（法律と医療の連携等）の必要性について、計画へ反映させる必要があると感じた。
また、困難な問題においては、専門家の意見だけではその人の力になれない場合もある。自助グループ等のピアサポーターとの連携の重要性も再認識した。

●関係団体からの課題や意見の発表【子ども・若者関連】

座長：田頭麗宏（教育委員会　指導第二課長）
コメンテーター：張教授

⑫中原紗織（子ども・若者応援センター YELL　臨床心理士）

・YELLは、様々な悩みを抱えた若者の総合相談窓口であり、継続的に専門カウンセラーとの個別面談や、他の専門機関との連携による支援、各種社会参加プログラム活動の紹介等を行っている。
・事業実施の上での課題は、若者同士のつながりが薄く、相談できる相手が近くにいないことから、心が苦しくなったときのゲートキーパー（支え手）がいないことである。
・計画への提案は、気軽に相談できる場を増やすことや、ゲートキーパーに支えられたり、自分がゲートキーパーになる機会を増やすこと。
様々な人や場所がつながることで、点で開催されている人の集まりを線にし、さらに線を面へとしていくことで、みんなで支え合う北九州市へとなるのではないか。

⑬シャルマ直美（一般社団法人　福岡県臨床心理士会　副会長）

・福岡県臨床心理士会では、全市立学校において「子どものための自殺予防教育」の研修を実施する等の活動を行っている。
・現状の課題は、教職員に自殺予防の理念は浸透しつつあるが、授業実施や保護者、地域への広がりが不十分であること。また、教職員が実施しやすい授業プログラムの開発を進めていくことである。
・今後も、生涯にわたるメンタルヘルスの基礎を築くための授業を実施していくことや、保護者や地域への広報啓発を行う必要があると考える。

⑭梅田浩一（児童養護施設　天使育児園　家庭支援専門相談員）

・児童養護施設は、２～18歳の親と一緒に暮らせない児童が入所する施設である。傾向としては、虐待による入所が増加しており、知的障害だけでなく発達障害の児童が増えている。
・現状の課題と提案としては、虐待等によりストレスやトラウマ等を抱える児童への適切なケアのために、職員配置の充実や心理士の増員、精神科医の定期訪問等。また、経済的支援や卒園後のアフターケアにより、児童の進路選択に幅を持たせること。児童のライフストーリーワークや保護者への強制力をもつ指導により、児童の否定的認知の改善を図ること。子ども食堂の充実など、地域での取り組みを強化すること。何より、大人が児童の現状を理解することが大切であると考える。

⑮三宅巧（北九州地区小児科医会　会長）

・子供の死因について、不慮の事故は近年減少しているにも関わらず、自殺は約500人程度で一定である。
・医療機関が子供を見守るための仕組みは、産前産後の心身の不調などによる児童虐待等を予防するため医療と行政が連携して養育支援を行う「ハローベビーサポート北九州」、「こんにちは赤ちゃん小児科訪問事業」、産科医が妊婦に小児科医を紹介する「ペリネイタルビジット事業」等がある。
・子供が自殺をする背景には、家族力の低下による養育環境の劣化（自尊感情の未発達、耐性獲

得の未熟性と快楽主義のみの浸透等）や、メディア漬けの社会環境（コミュニケーション能力の未発達、弱者への思い遣りの欠如等）がある。

・小児科医会の活動は、家族力醸成のための支援（出産直後から親子との関わりができる小児科医や、親子・家族の保健精神活動の強化）や、メディア功罪に関する教育啓発活動（スマートフォン使用の時間制限、テレビ等の長時間視聴制限などの提言活動）がある。

・今後の小児科医の関わり方としては、虐待やいじめ、発達障害児への配慮など、赤ちゃんの時から子供への愛着形成がうまくいくようにサポートしていくことが重要であり、社会全体で子供を守らなければならないと考える。

【子ども・若者関連の質疑応答】

子総　山田次長：シャルマさんの発表にあった教職員への自殺予防研修による広がりや、子どもたちの反応などはどうか？

シャルマ氏：自殺予防の理解等については、随分広がった。教職員に考え方が広まれば、授業の実施に関り無く子どもたちへの日常の関りが変わってくるのではないか。それが自殺予防教育になっていると考えている。また、授業でロールプレイ等を行うことで子どもたちにも理解しやすい内容になっていると思う。

田頭座長：自殺予防教育は、子どもたちが、困ったときの対処法や信頼できる大人へのつなげ方など、将来的に自殺予防に繋がる内容にしている。

張教授：子どもの自殺者数は絶対的な数は少ないが、社会へのインパクトが大きく、公衆衛生学的にも大変な問題になる。虐待を受けた子どもには自殺が多い。三宅先生の発表にあった母子保健、産後うつの取り組み等は母子のメンタルを支える仕組みとして非常に重要で、社会全体で支えていく取り組みとして必要。シャルマさんの、社会全体へ、いのちを大切にするというメッセージのポピュレーションアプローチも重要。中原さんの発表は、困った人を助ける内容、梅田さんの場合はハイリスクの対応であった。中原さんの話にあった困った人が自分で相談に行ける場所、キリスト教圏でいうところの教会のようなみんなで語らえる場所を、この日本でどうやって作り広げていくのかと考えた。

●関係団体からの課題や意見の発表【その他関連】

座長：**名越雅康（保健福祉局地域福祉推進課長）**

コメンテーター：**張教授**

⑯小早川慶次（リメンバー福岡自死遺族の集い　代表）

・リメンバー福岡は、自殺対策基本法が成立する４年前に九州で初めて自死遺族が集える場所である遺族の集いを運営している。毎回20～30名の参加があるが、自殺者数の減少は実感できない。

・遺族の数は、国内で 300 ～ 500 万人、県内では12～13万人いると推定される。

・自死が発生した場合、遺族には、後悔や、自死のタブー化、孤立化、絶望化、精神的な混乱等に陥り、長引き、身体的な影響も現れる。また、損害賠償や遺産の相続、借金の清算など法的問題を抱えることで喪のスタートに立つことを困難にする。その根底には、自死への誤解や偏見、差別的な考えがあり、それらを解消することが必要と考える。

・自殺対策への提案としては、遺族がワンストップで必要な手続きや支援につながる仕組みが必要と考える。この仕組みにより、喪のスタートに早く付けることや、精神的な安定を取り戻すことができる効果があると考える。

⑰内山賢治（祝町まちづくり協議会　会長）

・張先生によると「教会」が自殺予防のカギとなっているならば、その「教会」の役割は「地域」が創るべきと考える。

・祝町地区で行った50日間のラジオ体操活動から見えるものを報告する。

・まずは、まち協が地域の課題をヒアリングし、協力者を発掘し、地域でワクワク感を演出する等の仕掛けを行うことで帰属意識を創り地域を立体化していった。

・リーダーは地域をより良くしたいという意識で常に学び続けるが、決して一人で頑張らないこと、地域が動くようにすることが重要である。

・リーダーは、創意工夫をして、いつもと同じ事をしないということ

・リーダーが変わっても方針が変わらないように、地域で十分な協議を尽くした。そして、ぶれない軸を作り地域を形成していくことで、「教会」形成の一端を担って行きたいと考える。

⑱森松長生（ＮＰＯ法人　抱樸　専務理事）

・抱樸は、28年前から生活困窮者の支援を行っている。

・ホームレスの巡回相談や炊き出し等を行っているが、相談のなかで自殺を止めることができた人が35名などの自殺防止の活動も行っている。自殺企図者は、かなり手厚い対応をしなければ

自立等へ導くことは困難である。
・ホームレスは、相談する体力や気力が無くなった結果、孤立化した人が路上に出たり自殺したりする。そのため、最後の相談ができることが一番大事と考える。
・計画への提案は、最後のセーフティネットとしての機関が必要であると考える。相談できない人はアウトリーチするしかなく、そのための情報をどこから得るか、そのための機関が必要であり、様々な社会資源に精通した人材の育成が必要と考える。
・高齢者、子どもなど、相談窓口は様々あるが、特に困難ケースにおいては、相談者を横断的継続的に支援することができる主体的な場所（ホーム）を、どう創造していくかが必要。そして、多様な活動を支援できる体制が不可欠である。

⑲冨安兆子（社会福祉法人　北九州いのちの電話副理事長）
・計画への提案について、各団体、機関の発表の共通していたことだが、連携が一番重要であると感じた。
・計画はいろんなことを盛りだくさんな計画ではなく、既に挙がっている計画や連絡会議において検討された計画をどのように実行し、運用していくかが重要と考える。
・多様なセーフティネットから漏れる人をどうするか。漏れる人にこそリスクを負っている可能性があるための工夫が必要。こうしたら良い等という結論はないと思うが、その人の立場にたって考えて行くことをお願いしたい。
・計画ができた段階で終わりにしないことを注文する。計画倒れにならないよう、策定した後のフィードバックをする仕組み、PDCAをつくること。
・適材適所に人材を配置していくことも注文したい。

【その他関連の質疑応答】
張教授：冨安さんからの、いろんなサービスから漏れる人をどうするかというテーマ。小早川さんからの自死遺族に対するワンストップサービス、森松さんからはアウトリーチをどうするのか、内山さんからポピュレーションアプローチに対する対応、これは、地域で漏れる人に対する一つのアプローチであると思った。
また、冨安さんからあった、計画をいかに実行していくかということ。また、数値で見える目標の評価も重要だが、もうひとつの大事なアウトカムとして、計画がどれだけ進行しているのか、進行していなければ何が問題なのかを検証していくことが重要であると考える。

●閉会の挨拶
工藤一成（北九州市保健福祉局長）
・張先生、河原先生、発表者の方々や来場者のみなさんに感謝申し上げる。
・本日いただいた主旨を計画づくりに反映し、きちんとした計画の運用をしていきたい。
・発表を聞き、一人の人間が生きていくことや、それを支えていくことが、どれほど難しいのかとあらためて思った。一人の人間が生きていくことを考えたとき、縦割りに安住せず連携を良くしていくことだと思う。行政は制度をきちんと運用していくことに重きを置いてきたが、そこにどれほど人間を中心に考えてきたのかと反省する。
・自殺対策を考えたとき、人々の社会通念や意識・文化に関る問題であるため、社会も変わっていかなければならないと思う。人が生きていくことや老いていくこと等の当然のことについて、一般の受け止め方と違うことも想像力をもって取り組んでいかなければならないと思う。
・社会において、建前と本音とのギャップについても、生きづらさを感じる原因になっているのではないかと思う。多様性を認める文化が真に日本に浸透しているのか、そのためには社会全体が変わっていかなければならない。
・皆さんの発表を聞いて、一方で希望も持った。たくさんの方が思いを一つにして横に繋がっていこうという気持ち。いのちネットは、それなりの働きをしてきたと思うが、繋ごうとしても繋げない人もいるのではないかという自分の気持ちにあった。
繋ぐではなく繋がろうという発表もあったが、「心」のある、人を中心とした繋ぐ制度を作ることをしていきたい。みなさんと一緒に頑張っていきたい。ありがとうございました。

（５）掲載事業整理表

基本目標	施策の方向	施策の内訳	事業名	再掲	①若年層	②中高年層	③高齢者層	④自殺未遂者	⑤うつ・アルコール依存症	⑥生きやすい地域づくり	⑦関係者や関係機関との連携,相談窓口の連携,ゲートキーパーの養成	担当課
Ⅰ　事前予防　いのちとこころを大切にする地域づくり												
	1　自殺の実態を明らかにする											
		実態解明のための調査の実施、既存資料の利活用の促進										
			自殺統計の分析および実態調査の実施等による施策の検討、広報							74		保健福祉局精神保健福祉センター
		情報提供等の充実										
			いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用							75		保健福祉局精神保健福祉センター
	2　心の健康づくりを進める											
		地域における心の健康づくり推進体制の整備										
			人にやさしいまちづくりの推進							92		保健福祉局総務課
			小地域福祉活動の推進							87		保健福祉局地域福祉推進課
			民生委員・児童委員活動支援事業				39			86		保健福祉局地域福祉推進課
			高齢者いきがい活動支援事業				41					保健福祉局長寿社会対策課
			市民センターを拠点とした健康づくり事業（地域でGO!GO!健康づくり）								111	保健福祉局健康推進課
			若者のこころとしごと相談室		21							保健福祉局総務課
			高年齢者雇用環境づくり事業				40					産業経済局雇用政策課
			障害者差別解消法推進事業							84		保健福祉局障害福祉企画課
			外国人相談事業									企画調整局国際政策課（公財）北九州国際交流協会
			依存症・うつ病等の精神疾患に関する相談体制の整備						61			保健福祉局精神保健福祉センター
		職場におけるメンタルヘルス対策の推進										
			安心して働ける労働環境づくり事業			27						産業経済局雇用政策課
			勤労者のメンタルヘルス研修の充実			28						保健福祉局精神保健福祉センター
			教職員メンタルヘルス対策事業			31						教育委員会教職員課
			職員の心の健康づくりのための計画			29						総務局給与課
			市職員のメンタルヘルス研修			30						総務局職員研修所
		学校における心の健康づくり推進体制の整備										
			自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実		26							保健福祉局精神保健福祉センター、教育委員会指導第二課
			いじめ対策の充実		13							教育委員会指導第二課
			スクールカウンセラー活用事業		15						105	教育委員会指導第二課
			スクールソーシャルワーカー活用事業		14						104	教育委員会指導第二課
		大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進										
			災害・事故時こころのケア対策事業									保健福祉局精神保健福祉センターほか
	3　市民一人ひとりの気づきと見守りを促す											
		自殺予防週間と自殺予防強化月間の実施										
			自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発							76		保健福祉局精神保健福祉センター
		児童生徒の自殺予防に資する教育の実施										
			自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実	再掲	26							保健福祉局精神保健福祉センター、教育委員会指導第二課
			人権教育推進事業		16							教育委員会指導第一課
			心の教育推進事業		17							教育委員会指導第一課、指導第二課
			ラジオ番組「明日への伝言板」制作							80		保健福祉局人権文化推進課
		うつ病、アルコール依存症、薬物乱用と自殺についての普及啓発の推進										
			アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開			36			73			保健福祉局精神保健福祉センター
			薬物乱用防止に向けた広報・啓発		18							保健福祉局医務薬務課、子ども家庭局青少年課
			学校における薬物乱用防止教育の実施		19							教育委員会指導第二課
		自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及										
			自殺対策事業啓発講演会							77		保健福祉局精神保健福祉センター
			ラジオ番組「明日への伝言板」制作	再掲						80		保健福祉局人権文化推進課
			精神保健福祉サポーター養成講座							83		保健福祉局精神保健福祉センター
			ストレスケア出前講演							81		保健福祉局精神保健福祉センター
			ゲートキーパーの地域での広がり								112	保健福祉局精神保健福祉センター
			いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用	再掲						75		保健福祉局精神保健福祉センター
			自殺やメンタルヘルスに関るパンフレットや冊子の作成・配布							78		保健福祉局精神保健福祉センター
			高校生への飲酒の弊害等についての周知・啓発						72			保健福祉局精神保健福祉センター
			携帯電話やインターネットに潜む危険性に関する青少年の健全育成のための啓発									子ども家庭局青少年課、教育委員会指導第二課
Ⅱ　危機対応　いのちを救うための社会環境の整備												
	1　早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する											
		かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上										
			かかりつけ医こころの健康対応力向上研修				49		69			保健福祉局精神保健福祉センター
		教職員に対する普及啓発等の実施										
			自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実	再掲	26							保健福祉局精神保健福祉センター、教育委員会指導第二課
		地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上										
			勤労者のメンタルヘルス研修の充実	再掲		28						保健福祉局精神保健福祉センター
			精神保健福祉基礎・実務者研修						71			保健福祉局精神保健福祉センター
		介護支援専門員等に対する研修の実施										
			介護支援専門員への研修機会の創出				48					保健福祉局地域福祉推進課、介護保険課、精神保健福祉センター
			地域包括支援センター運営事業				46					保健福祉局地域福祉推進課
		民生委員・児童委員等への研修の実施										
			自殺対策出前講座							82		保健福祉局精神保健福祉センター
			自殺対策事業啓発講演会	再掲						77		保健福祉局精神保健福祉センター

※表中の数字は、「重点的な取組」の事業№に対応しています

（５）掲載事業整理表

基本目標 / 施策の方向 / 施策の内訳 / 事業名	再掲	① 若年層	② 中高年層	③ 高齢者層	④ 自殺未遂者	⑤ うつ・アルコール依存症	⑥ 生きやすい地域づくり	⑦ 関係者や関係機関との連携,相談窓口の連携,ゲートキーパーの養成	担当課
連携調整を担う人材の養成の充実									
地域の保健福祉関係職員への研修								108	保健福祉局地域福祉推進課、保護課、障害者支援課、精神保健福祉センター
社会的要因に関連する相談員の資質の向上									
勤労者のメンタルヘルス研修の充実	再掲		28						保健福祉局精神保健福祉センター
研修資材の開発等									
自殺やメンタルヘルスに関るパンフレットや冊子の作成・配布	再掲						78		保健福祉局精神保健福祉センター
いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用	再掲						75		保健福祉局精神保健福祉センター
自殺対策従事者への心のケアの推進									
自殺未遂者に関る支援者のための研修					51				保健福祉局精神保健福祉センター
自殺に関する支援者への技術とこころの支援								110	保健福祉局精神保健福祉センター
様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進									
若者の自殺予防、自殺未遂者対応のための支援者研修		25			59				保健福祉局精神保健福祉センター
精神保健福祉サポーター養成講座	再掲						83		保健福祉局精神保健福祉センター
薬物乱用・依存関連問題専門研修									保健福祉局精神保健福祉センター
ゲートキーパーの地域での広がり	再掲							112	保健福祉局精神保健福祉センター
自殺対策出前講座	再掲						82		保健福祉局精神保健福祉センター
こころの健康およびアルコール依存症対応力向上研修						70			保健福祉局精神保健福祉センター
２　社会的な取り組みで自殺を防ぐ									
地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信									
自殺対策パンフレットの作成							79		保健福祉局精神保健福祉センター
自殺予防こころの相談電話					56				保健福祉局精神保健福祉センター
いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用	再掲						75		保健福祉局精神保健福祉センター
社会福祉法人 北九州いのちの電話への補助事業					57			98	保健福祉局総務課
夜間・休日精神医療相談事業					54				保健福祉局障害者支援課
「２４時間子ども相談ホットライン」事業		11							子ども家庭局子ども総合センター
子ども・家庭相談コーナー運営事業		9							子ども家庭局子育て支援課
精神保健福祉相談					55	63			保健福祉局障害者支援課
北九州市障害者基幹相談支援センター									保健福祉局障害者支援課
男女共同参画センター相談事業							85		総務局男女共同参画推進課
若者のこころとしごと相談室	再掲	21							保健福祉局総務課
外国人相談事業	再掲								企画調整局国際政策課（公財）北九州国際交流協会
いのちをつなぐネットワーク事業				47				101	保健福祉局地域福祉推進課
心理ケア支援事業								102	保健福祉局保護課
自死遺族の個別相談									保健福祉局精神保健福祉センター
子ども・若者応援センター「YELL」の運営		22							子ども家庭局青少年課
住宅防火訪問				38					消防局予防課
女性消防団員による「いきいき安心訪問」事業				37					消防局警防課
多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実									
消費者トラブル無料法律相談			33						市民文化スポーツ局消費生活センター
失業者等に対する相談窓口の充実等									
若者ワークプラザ北九州の運営		20							産業経済局雇用政策課
再就職トータルサポート事業			32						産業経済局雇用政策課
法的問題解決のための情報提供の充実									
男女共同参画センター相談事業	再掲						85	106	総務局男女共同参画推進課
高齢者・障害者あんしん法律相談事業				42					保健福祉局長寿社会対策課、障害者支援課
法律人権相談									市民文化スポーツ局広聴課
東部・西部勤労婦人センター相談事業									総務局男女共同参画推進課
地域交流センター人権法律相談									保健福祉局同和対策課
自死遺族のための無料法律相談									保健福祉局精神保健福祉センター
危険な場所、薬品の規制等									
自殺の危険箇所改善への取り組み					58				保健福祉局精神保健福祉センター
インターネット上の自殺予告事案への対応等									
ネットトラブル等防止事業									教育委員会指導第二課
介護者への支援の充実									
介護支援専門員への研修機会の創出	再掲			48					保健福祉局地域福祉推進課、介護保険課、精神保健福祉センター
地域包括支援センター運営事業	再掲			46					保健福祉局地域福祉推進課
認知症カフェ普及促進事業				43					保健福祉局認知症支援・介護予防センター
認知症介護家族交流会				44					保健福祉局認知症支援・介護予防センター
認知症・介護家族コールセンター				45					保健福祉局認知症支援・介護予防センター
いじめを苦にした子どもの自殺の予防									
いじめ対策の充実	再掲	13							教育委員会指導第二課
Ｅメール相談									子ども家庭局子ども総合センター
「２４時間子ども相談ホットライン」事業	再掲	11							子ども家庭局子ども総合センター
児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実									
育児支援家庭訪問事業（のびのび赤ちゃん訪問事業）		1							子ども家庭局子育て支援課
生後４ヶ月までの乳児家庭全戸訪問事業（のびのび赤ちゃん訪問事業）		2							子ども家庭局子育て支援課
妊娠期からの養育支援事業（すくすく子育て支援事業）		3							子ども家庭局子育て支援課
乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業（すくすく子育て支援事業）		4							子ども家庭局子育て支援課

※表中の数字は、「重点的な取組」の事業№に対応しています

（5）掲載事業整理表

基本目標 / 施策の方向 / 施策の内訳	事業名	再掲	① 若年層	② 中高年層	③ 高齢者層	④ 自殺未遂者	⑤ うつ・アルコール依存症	⑥ 生きやすい地域づくり	⑦ 関係者や関係機関との連携,相談窓口の連携,ゲートキーパーの養成	担当課
	保育カウンセラー事業		5							子ども家庭局保育課
	家族のためのペアレントトレーニング事業		6							子ども家庭局子ども総合センター
	児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化	再掲	7							子ども家庭局子ども総合センター、子育て支援課
	児童虐待防止医療ネットワーク事業		8							子ども家庭局子育て支援課
	子ども・家庭相談コーナー運営事業	再掲	9							子ども家庭局子育て支援課
	子ども総合センターの運営		10							子ども家庭局子ども総合センター
	「２４時間子ども相談ホットライン」事業	再掲	11							子ども家庭局子ども総合センター
	児童養護施設等入所児童への支援の充実		12							保健福祉局精神保健福祉センター、子ども家庭局子育て支援課
	犯罪被害者等支援事業								97	市民文化スポーツ局安全・安心相談センター
	男女共同参画センター相談事業	再掲						85		総務局男女共同参画推進課
生活困窮者への支援の充実										
	生活困窮者自立支援事業			34						保健福祉局地域福祉推進課
	総合相談会の試行開催								107	保健福祉局精神保健福祉センター
	ホームレス対策推進事業			35						保健福祉局地域福祉推進課
	いのちをつなぐネットワーク事業	再掲			47				101	保健福祉局地域福祉推進課
	心理ケア支援事業	再掲							102	保健福祉局保護課
ニート状態等の若者の自立支援										
	社会的ひきこもり対策事業		24							保健福祉局精神保健福祉センター
	ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営		23							保健福祉局障害者支援課
	子ども・若者応援センター「YELL」の運営	再掲	22							子ども家庭局青少年課
	ひきこもり支援実務者連絡会議								100	保健福祉局精神保健福祉センター
	若者ワークプラザ北九州の運営	再掲	20							産業経済局雇用政策課
3　適切な精神科医療を受けられるようにする										
精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実										
	夜間・休日精神医療相談事業	再掲				54				保健福祉局障害者支援課
	精神科緊急・救急医療体制整備					53				保健福祉局障害者支援課
	精神障害者保健福祉対策事業								103	保健福祉局障害者支援課
うつ病の受診率の向上										
	アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開	再掲		36			73			保健福祉局精神保健福祉センター
	依存症・うつ病等の精神疾患に関する相談体制の整備	再掲					61			保健福祉局精神保健福祉センター
	かかりつけ医こころの健康対応力向上研修	再掲			49		69			保健福祉局精神保健福祉センター
	産後うつ対策（のびのび赤ちゃん訪問事業）						60			子ども家庭局子育て支援課
	精神保健福祉相談	再掲				55	63			保健福祉局障害者支援課
かかりつけの医師等のうつ病の精神疾患の診断・治療技術の向上										
	かかりつけ医こころの健康対応力向上研修	再掲			49		69			保健福祉局精神保健福祉センター
うつ病スクリーニングの実施										
	産後うつ対策（のびのび赤ちゃん訪問事業）	再掲					60			子ども家庭局子育て支援課
	健康相談						64			保健福祉局健康推進課
うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進										
	救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会					52			94	保健福祉局精神保健福祉センター
	薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談支援事業						62			保健福祉局精神保健福祉センター
	薬物関連問題実務者ネットワーク会議						65			保健福祉局精神保健福祉センター
	アルコール依存症に関する保健福祉ネットワーク会議の開催						68		99	保健福祉局精神保健福祉センター
4　自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ										
救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実										
	救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会	再掲				52			94	保健福祉局精神保健福祉センター
	自殺未遂者支援の充実					50				保健福祉局精神保健福祉センター
	自殺未遂者に関る支援者のための研修	再掲				51				保健福祉局精神保健福祉センター
家族等の身近な人の見守りに対する支援										
	自殺未遂者支援の充実	再掲				50				保健福祉局精神保健福祉センター
5　民間団体との連携を強化する										
民間団体の人材育成に対する支援										
	介護支援専門員への研修機会の創出	再掲			48					保健福祉局介護保険課、地域福祉推進課、精神保健福祉センター
	自殺対策出前講座	再掲						82		保健福祉局精神保健福祉センター
	自殺対策事業啓発講演会	再掲						77		保健福祉局精神保健福祉センター
	精神保健福祉基礎・実務者研修	再掲					71			保健福祉局精神保健福祉センター
地域における連携体制の確立										
	北九州市自殺対策連絡協議会、自殺対策庁内連絡会議の開催								93	保健福祉局精神保健福祉センター
	救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会	再掲				52			94	保健福祉局精神保健福祉センター
	リカバリーパレードの開催						66	88		保健福祉局精神保健福祉センター
	児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化	再掲	7							子ども家庭局子ども総合センター、子育て支援課
	児童虐待防止医療ネットワーク事業	再掲	8							子ども家庭局子育て支援課
	子ども・若者応援センター「YELL」の運営	再掲	22							子ども家庭局青少年課
	薬物関連問題実務者ネットワーク会議	再掲					65			保健福祉局精神保健福祉センター
	アルコール依存症に関する保健福祉ネットワーク会議の開催	再掲					68		99	保健福祉局精神保健福祉センター
	生きるための支援を考える会								109	保健福祉局精神保健福祉センター
	福岡県弁護士会北九州部会との連絡会								96	保健福祉局精神保健福祉センター
	自殺予防教育のための連絡会議								95	保健福祉局精神保健福祉センター

※表中の数字は、「重点的な取組」の事業№に対応しています

（５）掲載事業整理表

基本目標	施策の方向	施策の内訳	事業名	再掲	①若年層	②中高年層	③高齢者層	④自殺未遂者	⑤うつ・アルコール依存症	⑥生きやすい地域づくり	⑦関係者や関係機関との連携,相談窓口の連携,ゲートキーパーの養成	担当課
			いのちをつなぐネットワーク事業	再掲			47				101	保健福祉局地域福祉推進課
			災害・事故時こころのケア対策連絡協議会									保健福祉局精神保健福祉センターほか
		民間団体の電話相談事業に対する支援										
			社会福祉法人 北九州いのちの電話への補助事業	再掲				57			98	保健福祉局総務課
		民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援										
			セルフヘルプ・フォーラムの開催						67	89		保健福祉局精神保健福祉センター
			北九州セルフハート会議の支援							90		保健福祉局精神保健福祉センター
			セルフヘルプ・グループ情報誌の発行							91		保健福祉局精神保健福祉センター
Ⅲ　事後対応　遺された人の苦痛を和らげる												
	1　遺された人への支援を充実する											
		遺族の自助グループ等の運営支援										
			自死遺族の個別相談	再掲								保健福祉局精神保健福祉センター
			自死遺族のための無料法律相談	再掲								保健福祉局精神保健福祉センター
			自死遺族支援（わかち合いの会の開催等）									保健福祉局精神保健福祉センター
		学校、職場での事後対応の促進										
			スクールカウンセラー活用事業	再掲	15							教育委員会指導第二課
		遺族等のための情報提供の推進など										
			自死遺族のためのリーフレット作成・配布等									保健福祉局精神保健福祉センター
			自死遺族の個別相談	再掲								保健福祉局精神保健福祉センター
		遺児への支援										
			自死遺族支援（わかち合いの会の開催等）	再掲								保健福祉局精神保健福祉センター

※表中の数字は、「重点的な取組」の事業№に対応しています

（6）関係機関・相談先一覧

※作成予定